

2014年6月27日

北海道労働局
局長 羽毛田 守 様

日本労働組合総連合会北海道連合会
会長 工藤 和男

2014年度北海道地方最低賃金改正等に関する要請書

日本経済は、景気が緩やかに回復していると言われていますが、多くの働く者・生活者がそれを実感するまでには至っていません。

働く者を取り巻く現状を見ると、雇用者に占める道内の非正規労働者の比率は過去最高の 42.8%、95 万 6 千人に達しています。正社員と同じ業務に従事する非正規労働者が拡大する一方で、均等・均衡処遇は進展せず、年収 200 万円以下のワーキングプアと言われる層は道内で 40 万人を超えるなど極めて厳しい状況に置かれています。また、生活保護受給者は 17 万人を超える高い水準で推移するなど、格差・貧困問題の拡大や不安定雇用の増大による社会の不安定化は許容範囲を大きく超えています。

こうした中で北海道地方最低賃金審議会は、2007 年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008 年 7 月施行）、2010 年度は雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意（2010 年 6 月）、さらには、2013 年は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」への配意等を踏まえて議論をつくし、7 年で 90 円の引き上げがされました。

しかしながら、超少子高齢化・人口減少が進行する中で、安心できる社会保障制度の構築に向けた道筋が不透明であることなどから、多くの国民が将来への大きな不安を抱えています。加えて消費税増税の影響や物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く人々の生活に深刻な影響を及ぼしており、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が増しています。最低賃金の引上げによって賃金全体を底上げし、勤労国民が安心して暮らしていけるようにする必要性は一段と高まっています。

連合北海道は、こうした考え方の下で北海道地方最低賃金審議会の審議においては、全国唯一、生活保護とのかい離が残っていますが、昨年の方申で出された本年度でのかい離解消が喫緊の課題であると考えます。加えて、勤労者の生活実態、生計費や高卒初任給、一般労働者の実態賃金との整合性および格差是正などの観点を踏まえ、最低賃金の引き上げに資する環境整備を強化する必要があると認識しております。

貴局におかれましても、最低賃金の実効ある水準への改善をはかるべく、下記の事項に取り組まれるよう要請するものです。

記

1. 北海道地方最低賃金審議会が示す最低賃金改定について

(1) 最低賃金改定について

地域別最低賃金は、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008 年 7 月施行）を踏まえて、かい離を早期に解消すべく公労使が一定の考え方の下で解消を図ろうとの努力は多としつつも、全国唯一、生活保護とのかい離が残っている。昨年の審議会の中で、本年度において、かい離解消を図るという答申を十分尊重した審議を促すこと。

また、生活保護水準を明確にクリアした上で、必要最低生活費をまかなえる最賃水準とするため、北海道地方最低賃金審議会において、賃金のセーフティネットにたり得る水準、かつ、国際的に見劣りしない水準を目指した賃金改定が決定されるよう強い指導を行うこと。

(2) 10 月 1 日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

2. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援等の実施について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、関係局と連携を図り、公正な取引関係を構築することを含め、中小企業支援策等を講じること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃率を形成することによって、事業の公正な競争の確保に寄与している。

特定（産業別）最低賃金の意義と役割を踏まえ、水準改善と併せ、制度の拡充に資する取り組みが進展する様に指導を強化すること。また、第 3 次産業における新設への取り組みに対して、行政の立場からの支援を強化すること。

4. 法令の周知と監督行政の強化について

(1) 最低賃金法の周知・徹底を図ること。

(2) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。また、ハイヤーおよびタクシー運転手並びに障がい者¹や外国人技能実習生等に関する法令違反摘発に必要な関係当局との連携をより強化すること。

以上

¹障害者虐待防止法施行（2012 年 10 月 1 日）から 2013 年 3 月 31 日までに、使用者による障害者虐待が認められた事業所 133 事業所、被虐待者 194 名、使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置 183 件のうち、労働基準関係法令に基づく指導等 159 件（86.9%）（うち、最低賃金法関係 145 件）／2013 年 6 月 28 日厚生労働省公表